

英国・CPTPP共同宣言
王室属領へのCPTPPの章の適用の拡大（仮訳）

1. 英国及びCPTPPの締約国は、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定へのグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の加入に関する議定書（以下「議定書」という。）第2条（第1章（冒頭の規定及び一般的定義）に関連する規定）6及び7の規定に従い、ガーンジー代官管轄区、ジャージー代官管轄区及びマン島へのCPTPPに組み込まれたTPPの追加的な章（具体的には第9章（投資）、第10章（国境を越えるサービスの貿易）、第11章（金融サービス）、第12章（ビジネス関係者の一時的な入国）、第13章（電気通信）、第14章（電子商取引）、第15章（政府調達）、第18章（知的財産））の適用の拡大について議論する意図を共有する。

2. 英国及びCPTPPの締約国は、議定書の効力発生後に、合意されるその拡大が実行可能な限り速やかに発効できるよう、1にいう章の適用の拡大についての議論をできる限り早く開始することを目指す。